

令和4年度第1回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

資料 3

【参考】

(仮称) 川口市子ども条例の検討について

※令和3年7月28日 令和3年度第1回児童福祉専門分科会資料（一部改編）

背景

- ・現在、「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、さらなる「本当に住みやすいまち、子育てしやすいまち」となるよう、子育て支援をはじめとする児童福祉行政に取り組んでいる。
- ・その一方で、近年は児童虐待の増加や子どもの貧困などが問題となっている。



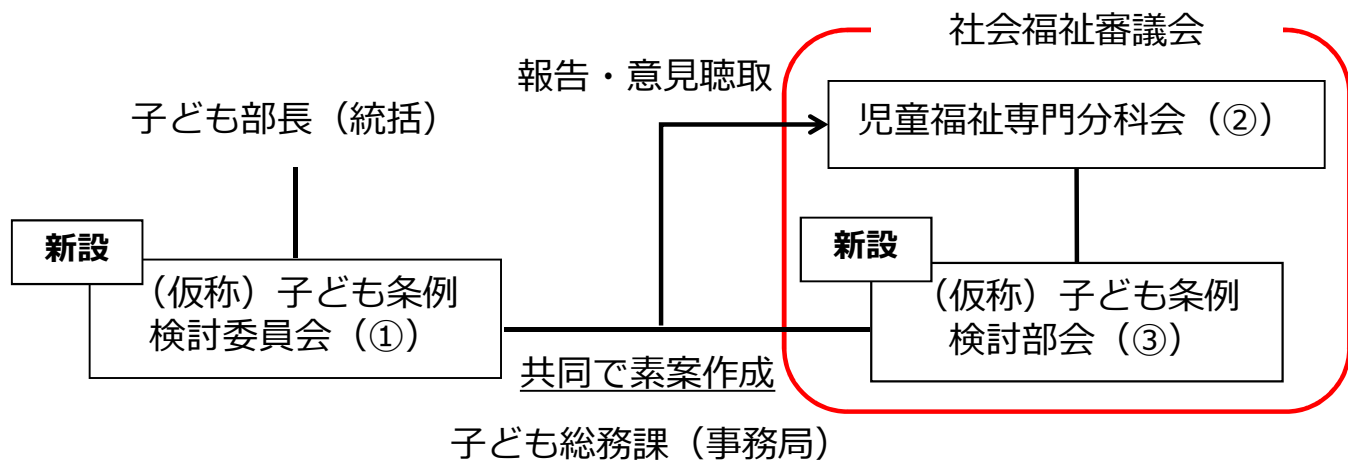
誰一人取り残さず、すべての子どもが健やかに成長することができるまちの実現を目指すため、
(仮称) 川口市子ども条例の制定を検討する。

検討体制（案）

- ・児童福祉関係部局と教育委員会が連携して「(仮称) 子ども条例検討委員会 (①)」を組織し、市としての考えを検討する。
- ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (②) の下に新たに「(仮称) 子ども条例検討部会 (③)」を設置し、市と共同で素案を作成する。
※検討部会には、専門分科会委員のほか、外部の有識者に臨時委員として参加を求めることを検討している。
- ・検討委員会と検討部会で作成した条例素案を児童福祉専門分科会に諮り、条例案を作り上げる。
- ・同時に、パブリック・コメント手続き等を通じて広く市民から意見を募る。

検討委員会の構成員

- ・子ども部長（委員長）
 - ・子ども部
子ども総務課長、子育て支援課長、
子育て相談課長、保育運営課長、
保育幼稚園課長、青少年対策室長
 - ・福祉部
障害福祉課長
 - ・保健部
地域保健センター長
 - ・学校教育部
学務課長、指導課長
- ※構成員は議論の過程で追加する場合がある。



11

(仮称) 川口市子ども条例の構成案 (事務局たたき台)

※令和4年3月28日 令和3年度第2回児童福祉専門分科会資料

検討にあたり

- ・ (仮称) 川口市子ども条例は、既存の「川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」及び「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」と合わせてすべての子どもが健やかに成長することができるまちの実現を目指すものである。(既存条例の上位規範となるものではない。)

構成案

○前文

○第1章 総則

条例の目的、定義、基本理念等について記載

※現時点での方向性は以下のとおりであるが、今後の議論により加除修正を予定

- ・ 「子ども」の範囲は18歳までを基本としつつ、年齢によって支援が途切れることがないように規定
- ・ 子どもの権利を尊重し、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、関係者が連携して取り組む。

○第2章 責務・役割

市、保護者、地域住民、教育・保育施設、その他関係者の責務・役割について記載

○第3章 施策の実施

※たたき台として下記の4本柱を提示するが、今後の議論により加除修正を予定

- ・ 子どもの安全・安心
【キーワード】 児童虐待・体罰への対応、子ども家庭総合支援拠点、社会的養護 など
- ・ 子どもの健全育成支援
【キーワード】 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援、子どもの居場所づくり、健全育成事業 など
- ・ 子どもの未来応援
【キーワード】 子どもの貧困、ひとり親支援、ヤングケアラー など
- ・ 配慮が必要な子どもへの対応
【キーワード】 障害児・医療的ケア児、外国籍の子ども、性的マイノリティ など

※状況に応じては、子どもだけではなく子育ての担い手に対する施策も必要である

○第4章 施策の推進

- ・ 第3章で記載した方針に沿った計画を策定する旨を規定
※計画は、関係事業を取りまとめたものとし、子ども・子育て支援事業計画に含める(1章を設ける)ことを想定
- ・ 市民等や関係団体への広報、啓発、情報発信に努める旨を規定
- ・ 既存条例や他計画との連携、関係機関との連携について規定

令和3年度第2回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
 (仮称) 川口市子ども条例の構成案に関する意見 (概要)

No.	【委員からのご意見】
1	構成案としてはとても良い。お子さんが生まれた際の環境まで考えてケアできれば、子どもの虐待は減るのではないかと考える。
2	構成案第3章に「状況に応じては、子どもだけではなく子育ての担い手に対する施策も必要である」とあるが、ここが重要なポイントであると感じた。子育ての担い手に対する施策として「コミュニケーションの場が充実していること」「それを受け入れる人材」が必要であり、将来的に子どもを育てていく上で大切な観点であると考えます。
3	子どもの範囲が18歳までということで、年齢の幅が大変広いことを実感している。「誰一人取り残さず」というのはすごく難しいのではと感じた。
4	<p>制定することが大切なのではなく、制定後どのように運用するかが重要である。前提として、何か起きてから対策をする仕組みではなく、未然に防ぐことに主眼を置いて施策を立てていただきたい。</p> <p>年齢の制限は、設けなくてはいけないかもしれないが、18歳でいきなり放り出されたかたが困窮しているということをよく耳にする。やはり子どもだけではなく、子育ての担い手にスポットを当て総合的に物事を考えていくことが必要である。またこれからの時代、AIの技術を導入して解決の糸口が誰でもわかるような形にしていくことはとても大事なことだと思うのでぜひ検討していただきたい。</p>
5	子どもは一人で育つわけではないため、やはり担い手のためのコミュニケーションの場はとても良いと思う。子どもの権利に関する条約に入っている「意思表明権」のように、子どもが発言できるという旨の条文があると良い。
6	昔は地域の大人たちが連携し、他所の子どもに対しても配慮をしていたが、現在は繋がりが薄くなり、孤立している人がいると感じる。子どもがいじめられているとき、それを止めようとした子どもがいじめの標的になり、学校に行けなくなってしまったという事例もあった。このようなこともあることから、それぞれが連携していくことが必要かと考えた。
7	関係課・機関が多岐にわたると思うが、抱えている問題が大きくなならないよう相談するときに、どこへいけば良いのか迷うことを防ぐため、運用についてはできる限りシンプルにわかりやすくしていただきたい。
8	<p>構成案については包括的に、非常によく纏まっている。しかし、他の委員からの指摘にもあるように、運用については少し見えにくいと感じた。「18歳までを基本としつつ」とあったが、18歳を過ぎても支援を続けていくのか、それとも別の機関につなげるのかを明確にする必要があると思う。また、ユニセフの権利条約に倣い「すべての子どもが健やかに“平等に”成長することができるように」という風な文言が入ると良いのではないかと。</p> <p>第3章では「子どもの安全・安心」という部分に具体性が見えないため、もう少し具体的に示してはどうか。また、「妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援」とあるが、子どものための支援なのか、母親に対してなのかというところが曖昧だと感じた。子育て期というのは、大体未就学児からだと認識しているが、人によってそれぞれだと思うためこちらも明確にしてはどうか。</p> <p>「障害児」といっても、身体的なもの知的なものとは全く違うため、一括りにすることに抵抗がある。分けていかないと対策は難しい。</p> <p>最後に「状況に応じては」ということだが、子どもへの対応、親への対応というのは表裏一体なためこの一言は削除しても良いのではないかと。</p>

9	<p>条例の大きな流れについては、この構成案でよろしいのではないかと考える。</p> <p>難しいケースとして、保護者が病弱であったり、保護者自身が知的な障害を持っていたりすると、中々学校から子どもへの支援が届きにくい。例えばお金を計画的に使うことができず、月末には底をついてしまう。保護者への支援は子どもが小さいときに特に必要だと感じた。</p> <p>また、子どもが大きくなりヤングケアラーになった場合、子ども自身が信頼でき、相談できる大人がそばにすることが必要である。子どもの年齢に応じた、また子どもと保護者のどちらに重点を置くのか第3・4章に盛り込んでいただきたい。</p>
10	<p>就学前の子どもだけでなく18歳まで含めて網羅している点、教育委員会を含めて議論している点は非常に重要だと考える。</p> <p>しかし、年齢の区切りは18歳でいいのか。例えば、養護施設で育った子どもが18歳で支援を打ち切られるために、進学したい子どもへの支援があまりできていないという例もある。</p> <p>また、虐待を受けている子どもについて、親の問題もあるが、どのように連携を取って対応するかについても課題は大きいと思う。</p> <p>日本財団が実施してきている18歳向けの意識調査の結果によると、日本では自分が住んでいる国の問題について主体的に考えたり悩んだり解決していこうという意識が形成されずに18歳になっている子どもが多い。子どもの権利の問題もあるが、外国人を含め、川口市の子どもの実態がどうなっているのかを探り、将来に渡る保証をどうするかを考えることが大事だと思う。</p>
11	<p>構成案については非常に練られた内容だと思う。未就学児期の子育て支援から大人になる過程は、教育にかなり任されているため、思春期の子どもたちの生活という視点も必要ではないかと考える。</p> <p>非行問題についての内容が足りないのではないかと考える。川口市は東京都と隣接しており、繁華街も多く、様々な人が生活している。非行を未然に防ぐため、14歳以下の段階で対応していくことが必要ではないかと考える。</p> <p>この条例を策定するにあたり、子ども条例を読んだ子ども・保護者が自分たちに向けての条例であると認識できる内容にしていきたい。</p> <p>コロナ渦で対面が難しく、インターネット環境が整っていないため、子育て支援や親子のあそびひろばに参加できなかったという話も以前出たかと思うが、環境の整備についても市として考えていただければと思う。</p>